

## 森林環境譲与税の使途について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、令和元年度から都道府県及び市町村に「森林環境譲与税」の譲与が開始されました。

森林環境譲与税は、市町村において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充て、その使途を公表しなければならないとされています。

本町における森林環境譲与税の使途を次のとおり公表します。

令和2年度			
事業名	主な内容	事業費 (千円)	うち森林環境譲与税 (千円)
森林GIS事業	航空レーザー計測データをもとに樹種、樹高、材積等、森林資源を解析し、GIS化による森林管理を行う。	3,729	3,729
里山林整備事業	町内の里山林等の立竹木の伐採費用と、搬出費用の一部を補助し、里山林等の環境整備を進めました。	997	997
間伐材搬出利用補助事業	間伐材の搬出費用の一部を補助し、間伐材利用事業を支援しました。	2,258	2,258
境界明確化事業	山林境界の確認を行い、森林施業の効率化を図りました。	1,987	1,987
木製机等購入事業	木育推進のため、小中学校に対して木製机・椅子・ロッカーを購入しました。	727	727
森林環境譲与税基金積立金	今後増大が予想される町森林経営管理事業などに備えて積み立てました。	26,955	26,955
小計		36,653	36,955
次年度繰越金	令和3年度森林環境譲与税基金積立金	1,771	1,771
合計		38,424	38,424